

申請の前に確認チェック

必要な書類がそろっているか、確認をお願いします。



■必要書類

- ①助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- ②がんの治療を受けていることを証明する書類の写し（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など）
- ③ウィッグ等の購入やレンタルした経費の明細が記載された領収書等の**原本**
- ④振込先口座が確認できる書類の写し（通帳など）

※対象者が未成年の場合、申請者が対象者の保護者であることを証明する書類

| | 確認事項 | 確認欄 |
|---|--|--|
| 1 | ①助成金交付申請書兼口座振替依頼書は、 記入見本 を参考に記入しましたか。 | |
| 2 | ①助成金交付申請書兼口座振替依頼書に訂正がある場合は、訂正印が必要です。 ただし、 申請金額は訂正印で訂正することができません 。お手数ですが、新しく書き直しをお願いします。 | |
| 3 | ①対象者が未成年の場合、申請者が対象者の保護者であることを証明する書類（新宿区内で同一世帯の場合は不要）が必要になりますので、下記までお電話ください。 (問い合わせ先) 健康政策課 地域医療係 ☎03-5273-3839 | |
| 4 | ②がんの治療を受けていることを証明する書類は添付しましたか。 ・お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書などの写しが必要です。 書類の確認ポイント ・対象者と添付資料に記載のお名前は同じですか。 ・ウィッグ購入等の場合、がんの治療により脱毛の副作用があることがわかりますか。 (例：脱毛の副作用がある薬の記載がある。) ・胸部補正具購入の場合、がんのため胸部切除などの手術をしたことがわかりますか。 | |
| 5 | ③購入（レンタル）した商品と金額がわかる領収書は、 原本 を提出してください。 次の内容が、領収書などに記載されていますか。 ・購入日またはレンタル開始日（領収書発行日） ・宛名：申請者（対象者本人）の 氏名（フルネーム） ・購入金額 ・購入金額の内訳 ・領収書の発行者名称、所在地 | 【詳細はこちら】 ※購入等経費の明細がわかる書類（領収書等）についての注意事項 |
| 6 | ③申請日は、購入（レンタル開始）の翌日から1年以内ですか。 ・手術を受けた日は問わず、購入またはレンタルした日の翌日から1年以内の申請が対象です。 ※ 郵送の場合は、提出先に届いた日が1年以内となる必要があります。 | |
| 7 | ④振込先口座が確認できる書類の写しは、添付しましたか。 ・銀行等の通帳の写し | |
| 8 | 提出先を、再度ご確認ください。 〒160-0022 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎分館 健康部 健康政策課 地域医療係 ☎03-5273-3839 | |

■ご提出いただいた書類等は、返却できません。

よくあるご質問 ～Q&A～

Q1. 申請書はどこで入手できますか？

A. 区ホームページでダウンロードできるほか、各保健センターや健康政策課でも配布をしています。

ご希望の方には、申請書類を郵送致します。健康政策課地域医療係にご連絡ください。

Q2. 手術をしたのは申請期間前なのですが、ウィッグや弾性着衣などを申請できますか？

A. 手術をした時期は問いません。購入またはレンタルを開始した日の翌日から1年以内に申請をしてください。(郵送の場合は、1年以内に必着)

※開始年度(令和6年度)に限り、令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に購入またはレンタルしたものの申請できます。(郵送の場合は、令和7年3月31日必着です)

Q3. ウィッグを購入したのですが、小物類やケア用品も申請できますか？

A. ウィッグ本体(装着用ネット含む)が申請対象です。保管や手入れなどのケア用品は申請できません。

Q4. ウィッグ購入を複数したのですが、申請できますか？

A. 対象となる方お一人につき、生涯で2回まで申請できます。ただし、他自治体で申請を受けている場合は申請できません。一度に2個購入した際は、2回分となります。申請書はウィッグ1個に対し1枚ご用意ください。

Q5. インターネット(クレジットカード決済)で購入したため、領収書がありません。

A. インターネットでも領収書が発行される場合がありますので、購入先でご確認ください。

※領収書が発行されない場合は、以下のものをすべてご用意ください。

- ・購入またはレンタルを開始した日が記載されている納品書(購入者名が明記されているもの)
- ・購入またはレンタルの金額の内訳
- ・購入またはレンタル元の名称及び所在地が確認できるもの
- ・クレジットカードの場合は、支払いが分かる請求明細書など

Q6. インターネットで購入し代金引換の場合の領収書はどうしたらよいですか。

A. 代金引換の場合は、代金引換時の領収書で申請できます。

領収書などは、いずれも、原本をご用意ください。

Q7. 弾性着衣で療養費を申請していますが、自己負担分について申請できますか？

A. 療養費として助成を受けていた場合、申請できません。

(療養費の助成には保険診療分も含むため、医療費の自己負担分については対象外となります)